

自動車を活用した 「地域の足」のイメージについて

○ 自動車は様々な形態にて「地域の足」としての役割を担っている

	乗合バス事業	タクシー事業	自家用有償旅客運送	その他
交通モードのイメージ	路線バス (事業者が企画し、主に大型バスで運行)	タクシー	自家用有償旅客運送 ・公共交通空白地有償運送 ・福祉有償運送 等	無償運送 ・住民による互助 ・ボランティアによる運送 等
	コミュニティバス (市町村が企画し、主に小型バスで運行)			
	乗合タクシー (市町村が企画し、主にワンボックスやセダンで運行) ※定時定路線からデマンドまで多様			
道路運送法上の位置付け	一般乗合旅客自動車運送事業 (法第4条による許可)	一般乗用旅客自動車運送事業 (法第4条による許可)	自家用有償旅客運送 (法第79条による登録)	(※対象外)
運行主体	事業者		事業者以外	
利用者負担の有無	有償			無償

- 市町村・地域住民等が、交通空白地域・不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進等を通じた地域の活性化を目的として、自らが主体的に企画する交通機関（運行については、道路運送法第4条の許可を得た事業者が担う）

コミュニティバス

主に定員11人以上の車両＝バスにより運行（定時・定路線型での運行が基本）



乗合タクシー

主に定員11人未満の車両により運行（定時・定路線型から予約型や区域運行型まで様々な運行形態が存在）



- 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活維持に必要な輸送がバス・タクシー事業によって提供されない場合に、国土交通大臣の登録を受けた市町村やNPO等が自家用車を用いて有償で行う運送

交通空白輸送

交通空白地域において、住民等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



実施団体数：市町村運営(433団体)
NPO等運営(99団体)

福祉輸送

福祉タクシー等による輸送サービスが提供されていない地域において、身体障害者等の移動手段の確保を目的として、地域の関係者の合意に基づき、市町村、NPO等が自家用自動車を使用して、有償で輸送



実施団体数：市町村運営(117団体)
NPO等運営(2,458団体)